

## 天災・交通機関運行停止時の授業措置について

- (1) 暴風警報、大雪警報、危険警報（レベル4）または特別警報（レベル5）が、大阪市、東部大阪、山城中部のいずれかに発令された場合は、授業・学校行事等は行わず、自宅学習とする。
- (2) 京阪電車の本線または交野線が運行を停止している場合も、授業・学校行事等は行わず、自宅学習とする。
- (3) ただし、(1)(2)の事態が早期に解除になったとき（大阪市、東部大阪、山城中部の暴風警報、大雪警報、危険警報（レベル4）または特別警報（レベル5）が解除されたとき、あるいは京阪電車が運行を開始したとき）は、次の方法により授業を行う。
  - ① 7時00分までに解除されたときは、平常どおり授業を行う（8時20分までに登校）。
  - ② 9時00分までに解除されたときは、第3限より授業を行う（10時20分までに登校）。
  - ③ 9時00分を過ぎて解除されないときは、終日休校とする。
  - ④ 授業が午前中の場合は、7時00分までに解除されなければ終日休校とする。
- (4) 大阪市、東部大阪、山城中部を除く地域に暴風警報、大雪警報、危険警報（レベル4）または特別警報（レベル5）が発令された場合は、平常どおり授業を行う。生徒は可能なかぎり登校すること。ただし、居住地域の状況から登校が困難な場合には、保護者の判断により無理をして登校しなくてもよい。保護者の判断により、登校を見合わせる場合は、学校へ連絡をすること。
- (5) 定期考査に関しては、7時00分現在、上記の警報発令中、または京阪電車の運行が再開されないときには終日休校とする。その場合、当日の考査科目は原則として最終日の翌日に実施する。
- (6) 地震等の災害発生時は、安全を第一に考え、居住地域の状況から登校が困難な場合には保護者の判断により無理をして登校しなくてもよい。保護者の判断により、登校を見合わせる場合は、学校へ連絡をすること。
- (7) 登校前に J アラートなどを通じて緊急情報が大阪府に発信された場合は、自宅待機とする。なお、自宅待機は、その後「弾道ミサイルが日本の領域外の海域に落下したとの情報」や「日本上空を通過したとの情報」が発信され、安全の確保ができるまでとする。また、大阪府外に J アラートが発信された場合、対象地域に居住する生徒も同様とする。安全の確保ができ次第、登校すること。生徒ならびに教職員の安全確認ができ、体制が整い次第、授業を開始する。